

鈴鹿市選挙管理委員会告示第16号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における鈴鹿市開票区の開票の日時を次のとおり定めたので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第26条の規定により告示する。

令和8年1月23日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前田和己

開票の日時

令和8年2月8日 午後9時20分